

「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定の一部改正について

(2026年4月13日実施)

(下線部分が改正部分を示す。)

改 正	現 行
「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定	「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定
<p>第1条 (規定の趣旨) ～ (省略)</p> <p>第10条 (申込内容の変更等)</p> <p><u>第11条 (取引の制限等)</u></p> <p><u>当会は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第12条 (「J Aの投信つみたてサービス」の解約)</p> <p>本サービスは、<u>投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは</u>次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>① ～ (省略)</p> <p>④</p> <p>2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資お</p>	<p>第1条 (規定の趣旨) ～ (省略)</p> <p>第10条 (申込内容の変更等)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第11条 (「J Aの投信つみたてサービス」の解約)</p> <p>本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>① ～ (省略)</p> <p>④</p> <p>2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資お</p>

改正	現行
<p>よび特定非課税累積投資に関する約款」(以下、本条において「当該約款」といいます。)の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。</p> <p>なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座(特定口座を開設済みのお客様の場合)または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当会は、当会の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができます。</p> <p>① 当該約款第17条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日前的に当会が指定する日</p> <p>② 当該約款第17条(第1項および第2項を除きます。)の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日</p> <p>③ (省略)</p> <p>第13条(その他) (省略)</p>	<p>よび特定非課税累積投資に関する約款」(以下、本条において「当該約款」といいます。)の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。</p> <p>なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座(特定口座を開設済みのお客様の場合)または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当会は、当会の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができます。</p> <p>① 当該約款第16条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日前的に当会が指定する日</p> <p>② 当該約款第16条(第1項および第2項を除く)の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日</p> <p>③ (省略)</p> <p>第12条(その他) (省略)</p>